

一般廃棄物処理手数料に係る入金機管理及び釣銭集配業務 仕様書

1 業務名

一般廃棄物処理手数料に係る入金機管理及び釣銭集配業務

2 業務期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

3 業務場所

三原市清掃工場（三原市八坂町10227番地）

4 業務内容

(1) 入金機管理業務

ア 三原市清掃工場事務所内の発注者が指定する位置に受注者の負担により入金機を契約締結日から履行の開始日までの間で発注者が指定する日に設置すること。また、入金機の仕様は次のとおりとする。

(ア) 現金の入金情報を受注者に送信するためのオンライン機能を有すること。

また、その通信方法は原則無線とする。

(イ) 入金した現金を金種別に印字するプリンター機能を有すること。

(ウ) 外形寸法を 幅 700 mm×奥行 700 mm×高さ 1400 mm 以内とする。

(エ) 業務期間中において、週1回以上の現金回収を行うまでの間、最大で約500万円の入金が確実にできること。

(オ) 機械の操作マニュアルがあること。

イ 受注者は契約締結日から機械設置日までの間において、入金情報の送信に係る無線の通信状況を確認すること。確認の結果、通信状況が不良であり、当業務を円滑に執行できない場合、受注者は発注者と協議の上、次のいずれかの有線による通信環境を履行の開始日までに整備すること。

(ア) アナログ電話回線

三原市清掃工場既存のアナログ電話回線を使用すること。なお、接続に関する経費は受注者負担とする。（通信費は発注者負担）

(イ) デジタル回線

受注者負担により新規に回線の整備を行うこと。（通信費は受注者負担）

ウ 受注者は発注者が当日入金機に入金した現金の総額を、別に発注者から指定される金融機関の口座へ翌営業日に入金すること。

エ 入金機に入金された現金は受注者が管理すること。また、その管理責任は受注者が全て負うこととし、損害が発生した場合においても同様とする。

オ 受注者は入金機に入金された現金を発注者と受注者の協議により決定する日（週1回以上）に回収すること。

カ 現金の回収は、平日の9時から16時までの間に行うこと。

キ 入金機は受注者の所有とし、業務の円滑な執行を目的に受注者が保守管理すること。新硬貨が発行された場合には入金できるよう対応すること。修理に日数が必要な場合は速やかに代替の機械を用意すること。なお、これらに必要な経費は受注者が負担すること。

ク 入金機の運用に伴う費用の負担区分は次のとおりとする。

(ア) 入金機のプリンター用紙等の消耗品：受注者

(イ) 入金機の運用に係る電気代：発注者

(2) 釣銭集配業務

ア 受注者は発注者が釣銭用に指定する両替金を入金機内の現金回収時に三原市清掃工場へ配送すること。

イ 発注者は両替金の原資を入金機内の現金回収時に受注者へ引き渡すこととする。

ウ 発注者が指定する両替金の硬貨は棒金単位とする。

5 その他

(1) 受注者は履行期間の初日又は最終日において、他者から業務を引継ぐ場合、又は引渡す場合には、相互に協力の上、トラブルの未然防止を図り、円滑かつ確実な引継ぎ（入金機の迅速な設置または撤去を含む。）を行うこと。

(2) 本仕様書は本業務に関する大綱を定めるものであるため、本仕様書に記載のないことであっても、常識的に必要と認められる事項については受注者によって充足し、業務を確実かつ誠実に行うこと。

(3) 本委託料は各月末締めをもって受注者の請求により支払うこととする。

(4) 本仕様書に記載のない事項については、協議を行い、決定する。